

# 令和2年2月市議会定例会提出案件

提出案件 36件	議案 36件	予算案件 23件 条例案件 10件 単行案件 3件
----------	--------	---------------------------------

## I 予算案件

- 1 令和2年度会津若松市一般会計予算
- 2 令和2年度会津若松市水道事業会計予算
- 3 令和2年度会津若松市簡易水道事業会計予算
- 4 令和2年度会津若松市下水道事業会計予算
- 5 令和2年度会津若松市国民健康保険特別会計予算
- 6 令和2年度会津若松市観光施設事業特別会計予算
- 7 令和2年度会津若松市地方卸売市場事業特別会計予算
- 8 令和2年度会津若松市扇町土地地区画整理事業特別会計予算
- 9 令和2年度会津若松市介護保険特別会計予算
- 10 令和2年度会津若松市三本松地区宅地整備事業特別会計予算
- 11 令和2年度会津若松市後期高齢者医療特別会計予算
- 12 令和元年度会津若松市一般会計補正予算（第6号）
- 13 令和元年度会津若松市水道事業会計補正予算（第3号）
- 14 令和元年度会津若松市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 15 令和元年度会津若松市西田面簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 16 令和元年度会津若松市観光施設事業特別会計補正予算（第4号）
- 17 令和元年度会津若松市下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 18 令和元年度会津若松市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第3号）
- 19 令和元年度会津若松市扇町土地地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）
- 20 令和元年度会津若松市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 21 令和元年度会津若松市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 22 令和元年度会津若松市個別生活排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 23 令和元年度会津若松市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

## II 条例案件

- 1 会津若松市固定資産評価審査委員会に関する条例の一部を改正する条例

- 2 会津若松市行政財産使用料条例の一部を改正する条例
- 3 会津若松市職員定数条例
- 4 会津若松市印鑑条例の一部を改正する条例
- 5 会津若松市奨学資金給与条例の一部を改正する条例
- 6 会津若松市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例
- 7 会津若松市都市公園条例の一部を改正する条例
- 8 会津若松市道路占用料等条例の一部を改正する条例
- 9 会津若松市手数料条例の一部を改正する条例
- 10 会津若松市市営住宅条例の一部を改正する条例

### Ⅲ 単行案件

- 1 町の区域の画定について
- 2 財産の取得について
- 3 字の区域の変更について

## II 条例案件

### 1 会津若松市固定資産評価審査委員会に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

#### (1) 改正内容

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、条例で引用する法律の名称及び条項について必要な条文の整理を行うこととした。

#### (2) 施行期日

公布の日から施行することとした。

### 2 会津若松市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

この案件は、道路法施行令の一部改正に準じ、所要の改正措置を講じようとするものです。

#### (1) 改正内容

行政財産の使用料の額について、道路法施行令の一部改正に準じ、改定することとした。

#### (2) 施行期日等

① 令和2年4月1日から施行することとした。

② 必要な経過措置を定めることとした。

### 3 会津若松市職員定数条例

この案件は、上下水道局の設置及び地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

#### (1) 改正内容

- ① 市長、教育委員会及び上下水道事業管理者の事務部局に常時勤務する職員の定数を変更することとした。
- ② 条例に定める定数から除外する職員について定めることとした。

#### (2) 施行期日等

- ① 令和2年4月1日から施行することとした。
- ② 会津若松市水道企業職員定数条例は、廃止することとした。

### 4 会津若松市印鑑条例の一部を改正する条例

この案件は、印鑑登録における成年被後見人の取扱いを見直すため、所要の改正措置を講じようとするものです。

#### (1) 改正内容

一定の条件を満たす成年被後見人については、印鑑登録を行えることとした。

#### (2) 施行期日

公布の日から施行することとした。

## 5 会津若松市奨学資金給与条例の一部を改正する条例

この案件は、奨学資金の給与方法等の見直しに伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

### (1) 改正内容

- ① 大学等への進学を希望する修学の意欲が高いと認められる者について、奨学資金の給与の対象とすることとした。
- ② 一部の奨学金との併給を認めることとした。
- ③ 奨学資金の月割による支給を廃止し、一括して全額を支給することとした。

### (2) 施行期日等

- ① 令和2年4月1日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

## 6 会津若松市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例

この案件は、卸売市場法の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

### (1) 改正内容

公設市場の取引ルールが国による一律規制から原則自由化されることに伴い、本条例において、主に以下に掲げる事項について定めることとした。

- ① 市場において売買取引を行う者に対する差別的な取扱いの禁止について定める。
- ② 卸売業者になろうとする者は、市長の許可を受けなければならない。
- ③ 卸売業者の遵守事項について定める。
- ④ 市場における売買取引の方法について、せり売若しくは入札の方法又は相対による取引により行うこととし、その詳細は卸売業者が定める。
- ⑤ 市場における卸売のための売買取引前に買受人等による物品の下見を行わないことができることとする。
- ⑥ 卸売業者が委託物品を受領する際の検収を行わないことができることとする。
- ⑦ 仲卸業者が卸売業者以外の者から買入れを行った場合、販売数量等を市長に報告しなければならない。
- ⑧ 市場における取引に関し、市長や卸売業者が公表すべき事項やその方法について定める。
- ⑨ その他福島県卸売市場条例の廃止等に伴い、条文の整理を行う。

### (2) 施行期日等

- ① 令和2年6月21日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

## 7 会津若松市都市公園条例の一部を改正する条例

この案件は、道路法施行令の一部改正に準じ、所要の改正措置を講じようとするものです。

### (1) 改正内容

都市公園を占用等する場合の使用料の額について、道路法施行令の一部改正に準じ、改定することとした。

### (2) 施行期日等

- ① 令和2年4月1日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

## 8 会津若松市道路占用料等条例の一部を改正する条例

この案件は、道路法施行令の一部改正に準じ、所要の改正措置を講じようとするものです。

### (1) 改正内容

道路占用料の額について、道路法施行令の一部改正に準じ、改定することとした。

### (2) 施行期日等

- ① 令和2年4月1日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

## 9 会津若松市手数料条例の一部を改正する条例

この案件は、福島県建築基準法施行条例の一部改正に準じ、所要の改正措置を講じようとするものです。

### (1) 改正内容

- ① 東北地方太平洋沖地震等により被害を受けた建築物に代わる建築物の建築確認申請手数料等を徴収しないこととする特例措置の期間を令和3年3月31日まで延長することとした。
- ② 令和元年に発生した台風第19号により被害を受けた建築物に代わる建築物の建築確認申請手数料等について、被災した日から3年以内に限り徴収しないこととした。

### (2) 施行期日

公布の日から施行することとした。

## 10 会津若松市市営住宅条例の一部を改正する条例

この案件は、民法の一部改正等に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

### (1) 改正内容

- ① 市営住宅の入居者に賃貸借契約に基づいて生じた金銭債務の不履行分がある場合において、当該入居者が納付した敷金を当該不履行債務の弁済に充当できることとした。
- ② 連帯保証人の確保を市営住宅の入居の要件としないこととした。

### (2) 施行期日等

- ① 令和2年4月1日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。



### Ⅲ 単行案件

#### 1 町の区域の画定について

この案件は、第 25 次住居表示整備事業の実施に当たり、対象区域内の町の区域を新たに画するため、所要の措置を講じようとするものです。

#### 2 財産の取得について

この案件は、小学校に配置するための小学校指導書を取得しようとするものです。

- (1) 取得物件  
小学校指導書 1,897 冊
- (2) 取得金額  
23,894,420 円
- (3) 取得の方法  
随意契約
- (4) 取得の相手方  
会津若松市馬場町 1 番 34 号  
株式会社西沢書店

#### 3 字の区域の変更について

この案件は、土地改良事業の実施に伴い、湊町の一部について、字の区域を変更しようとするものです。